

第九十回帝國議會 會計法戰時特例廢止等に関する法律案委員會會議錄(速記)第十七回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
法人に對する政府の財政援助の制限
に關する法律案(政府提出)

昭和二十一年九月三日(火曜日)午後零
時十五分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事青木 孝義君 加藤高橋 英吉君

理事川崎 秀二君

田中 實司君 坂田 道太君

山崎 常吉君 正木 清君

東 隆君 松本 瀧藏君

松原 一彦君

出席政府委員

大藏事務官 石原 周夫君

本日ノ會議ニ付シテ議案
法人に對する政府の財政援助の制限
に關する法律案(政府提出)

○坂東委員長 是ヨリ委員會ヲ開會致
シマス、本日ノ日程ハ法人に對する政
府の財政援助の制限に關する法律案之
ヲ直チニ議題ニ供シマス、此ノ法律案
ニ付キマシテハ、此ノ前質疑應答ガ
ザイマシタケドモ、尙ホ本日更ニ進
ンデ其ノ質疑ヲ續行致シタイと思ヒマ
ス、私カラ一言御伺ヒ致シマスガ、此
ノ法律案ハ理由ニアリマス通リニ「聯
合國最高司令官の要求に基いて會社
の他の法人に對する政府の財政援助を
制限する必要がある。」ト云フノデア
リマスガ、其ノ聯合國最高司令部ノ指
令ハ何時出タノデアリマスカ、一寸伺
ヒマス

○石原政府委員 此ノ本ニナツテ居リ

マス聯合國最高司令部ノ指令ハ、本年
四月三日四月四日ノ二回ニ互ツテ居
リマス、四月ノ三日ノ指令ハ、政府ノ
債務保證及ビ政府ノ代行機關ノ債務ニ
關スル指令ト云フコトデゴザイマス
テ、之ニ依リマシテ、政府及ビ地方公
共團體ハ、會社其ノ他ノ法人ノ債務ニ
付キマシテハ、債務保證ヲ致シテハナ
ラナイ、ソレニハ但書ガゴザイマス
テ、特ニ聯合國最高司令部ノ許可ヲ得
テ指定セラルベキ金融機關ノ債務ニ付
テハ此ノ限りニアラズ、是ガ法律ノ第
三條ノ但書ノ付イテ居ル點ナノデアリ
マス、ソレガ今回ノ法律カラ申シマス
レバ、第三條ニナツテ居リマス、ソレ
カラ同ジ指令ニ又別ノ條項ガゴザイ
マシテ、法人ニ對シマスル政府ノ財政
援助ハ、今後ハ補助ノ形式ニ依リナケ
レバナラナイ、補助以外ノ形式ニ依リ
マス財政援助ヲシテハイケナイト云フ
條ニナツテ居リマス、是ガ今回ノ第一
條ニ當テシマスル、政府ノ特殊ニ付
キマシテ配當ヲ附置シテ居リマス所
謂政府ノ配當附置、或ハ政府ノ後配當
ト云フ點デアリマス、ソレヲ止メヨウ
ト云フ趣旨ノ規定ノ基礎ニナツテ居ル
次第デアリマス、モウ一ツハ、四月四
日ノ昭和二十年度緊急財政處分ニ關ス
ル指令デアリマシテ、是ハ緊急財政處
分ヲ致シマシタモノヲ向フニ申請致シ
マシテ、承認ヲ貰ヒマシタ時ノ指令デ
アリマスガ、其ノ中ニ會社其ノ他ノ法
人ノ配當ノ支拂ヲ可能ナラシムル爲メ
ノ補助ヲシテハイケナイト云フコトガ
ゴザイマス、ソレガ今回ノ第二條ノ基

礎ニナツテ居ル指令デゴザイマス
○坂東委員長 第三條ノ方ノ社債其ノ
他ノ保證デスガ、ソレニ付テ一寸説明
願ヒマス

○石原政府委員 三條ノ會社其ノ他ノ
法人ノ債務ノ保證ノ問題デゴザイマス
ガ、法人ノ債務ニ付キマシテ、政府ガ
從來保證シテ居リマシタノハ、概ネ社
債ノ形式デゴザイマス、唯大日本育英
會ノヤウナ、會社デナイモノニ對シマ
シテハ、借入金ノ元利支拂保證ト云フ
コトニナツテ居ルノデスガ、是ハ保證
契約ヲスルコトガ出來ナイ、ソレカラ
但書ガ、「大藏大臣の指定する會社そ
の他の法人の債務についてはこの限り
でない。」ト云フ規定ガアルノデアリ
マス

先ツ前段ノ方ニ付テ申上ゲマス、
是ハ今後ニ付テ保證契約ヲスルコトガ
出來ナイト云フ規定アルノデアリマ
シテ、現在既ニ有效ニ保證セラレテ居
リマス法人ノ債務ニ付キマシテ、其ノ
效力ヲ云々スル問題デハゴザイマセ
ス、隨ヒマシテ、現在マデニ既ニ出サ
レマシタ政府保證債務ト云フモノヲド
ウ處理致スカト云フ點ハ、此ノ財政援
助ノ法律ノ第三條ニ規定スル所デハナ
イノデアリマシテ、之ニ付キマシテハ、
目下一部本議會ニ提案ニナツテ居リ、
尙ホ殘部ニ付キマシテハ、近ク御提案
申上ゲルコトニナツテ居リマス所謂補
償打切り關係ノ一聯ノ法律案ニ於キマ
シテ、近日中ニドウ云フ處理ヲ致スカ
ト云フコトニ付テノ案ヲ提出セラレ
ト思フガ、何レニ致シマシテモ、現在

アリマス債務ノ問題ニ付キマシテハ、
今申上ゲタヤウナコトデ別ノ處理ニナ
リマス、次ニ但書ノ問題デゴザイマス
ガ、是ハ先程指令ヲ讀ム上ゲマシタ時
申上ゲマシタヤウニ、一定ノ金融機關
ト云フモノニ付キマシテハ、聯合軍最
高司令部ノ承認ヲ得テ云々ト云フコト
ニナツテ居リマスガ、現在マデノ所
ハ、大藏大臣ガ之ヲ指定スルヤウナ運
ビニナツテ居リマセヌ、御參考マデニ
關聯ガアリマスノデ申上ゲマスレバ、
復興金融金庫ニ付キマシテモ、其ノ所
要資金ハ政府ガ出資金ヲ以テ直接ニ賄
フト云フ形式ヲ執ツテ居リマスノデ、
債務ト云フモノヲ政府ガ保證致シテ、
ソレニ依ツテ金融ノ途ヲ付ケルト云フ
方法ハ採用シナカッタ譯デアリマス、
隨ヒマシテ今ノ所、第三條ノ但書ノ、
大藏大臣ノ指定スル法人ト云フモノガ
出テ參ル運ビニナツテ居ナイ譯デアリ
マス

○坂東委員長 現在第三條ニ依ツテ政
府ガ保證シテ居ル債務及ビ債券デス
ガ、其ノ額ハ幾ラ程位アリマスカ
○石原政府委員 是ハ調査ノ時期ニ依
リマシテ、或ハ金額ガ若干食違ヒガ出
テ參ルカモ知レスト思ヒマスガ、大體
現在マデニ一應締メテ見マシタ所デ、
百九十八億五千四百萬圓ト云フ數字ニ
ナツテ居リマス、是ハ二、三十程ノ會
社ニ上リマスルノデ、一々申上ゲルコ
トハ非常ニ長クナリマスルカラ、其ノ
中デ大キナモノニ付テ申上ゲマス、
興業銀行ノ所謂興業債券ガ六十七億圓
程ニナツテ居リマス、是ガ一番大キイ

モノデ、其ノ次ガ戰時金融金庫ノ戰時
金融債券、ソレカラ特殊借入金ヲ合計
致シマシテ三十七億圓程アリマス、ソレ
ニ次ギマシテ大キイノハ、北支開發株
式會社ノ二十億三千萬圓、産業設備營
團ノ十七億五千萬圓、日本發達電氣株
會社ノ十四億七千九百萬圓ト云フヤウ
ナモノガ大キナモノデアリマス

○坂東委員長 今御説明ノ金額デス
ガ、ソレハ此ノ間行ツタ軍需補償ハ無
論全然關係ハナイ譯デスネ
○石原政府委員 所謂直接ニ軍需補償
ト申シマス一般補償、或ハソレト關聯
シテ問題トナリマシタ契約ノ打切りデ
アリマス、半製品、或ハ戰災保險
デアリマス、ソレハ合セテ廣義ニ
軍需補償ト申シテ居ツタノデアリマス
ガ、其ノ何レニモ合マレテ居リマセヌ
○坂東委員長 サウスルト約二百億圓
アル譯デス、其ノ補償ヲ政府ガ打切レ
バ、其ノ債權者ハ餘程迷惑スル者ガア
リマセウガ、其ノ債權者ハ主ニ銀行ニ
ナツテ居リマス、個人ニナツテ居リ
マス、分ケレバドノヤウニナリマ
スカ

○石原政府委員 今一寸手許ニ金融機
關デ幾ラ、ソレカラ一般ノ個人ト申シ
マス、金融機關以外ニ幾ラト云フ數
字ヲ持テ合セテ居リマセヌケレド
モ、預金部ヲ合セマシテノ金融機關
ガ、此ノ中ノ大多數ト申シマス、カ半
ヨリ遙カニ多イ金額ヲ持ツテ居ルコトハ
確カデアリマス、デスカラ大體ニ於テ
金融機關ノ持ツテ居ルモノガ殆ト大部
分デアリマス

○坂東委員長 預金部の場合デアリマス、政府デアアルカラ、ソレ差支ヘナイ譯デスガ、銀行の場合デスト、ソレダケ銀行が損失ニナルト云フ部面ガ多クアルト思ヒマス、或ハ個人ノ場合デスト、政府ガ補償ヲ打切レバ尙更損害ヲ蒙ルノデスガ、サウ云ツタ關係ハ政府トシテドウ云フ御見込デスカ

○石原政府委員 此ノ社債ハ一應斯ウ云フ保證デゴザイマスノデ、主タル債務ハ是等ノ特殊法人デスカ、サウ云ツタ法人ガ持つテ居ル譯デアリマス、ソコデ先ヅ主タル債務ガドウ云フ狀況ニナルカト云フコトガ、此ノ補償ヲドウナルカト云フ問題ノ前ニアルカト思フデアリマス、隨ヒマシテ是等ノ會社ガ是等ノ社債ノ見合ヒトシテ持つテ居リマス所ノ各社ノ資産ト云フモノガドウナルカト云フコトガ、先ヅ第一段ノ問題デアラウト思フテ居リマス、ソレ等ノ資産ノ狀態ガドウ云フヤウナ狀態ニナルカト云フコトガ、其ノ債務ノ支拂能力ニ自ラ反映ヲ致スノデアリマ

ス、主タル債務ト申シマスルカ、サウシタ保證ヲ受ケテ居リマス元ノ法人ノ債務ガドウナルカト云フコトト相表裏致シマシテ、元利保證ト云フ問題モ考ヘラレナケレバナラス、サウ云フ方向デハナカラウカト存ジマス

○坂東委員長 サウスルト相當ニ金融業者並ニ個人ノ債權者ハ損害ヲ蒙ルベキ形勢ニアルト見テ差支ヘナイノデスカ

○石原政府委員 何レ詳細ハ別途補償打切りノ關係ノ一聯ノ法案ノ時ニ申上ゲルコトニナルト思フデアリマスガ、主タル債務ト此ノ保證債務トノ關係ト云フコトデモヘマシテ、支拂保證ト云フモノハ主タル債務其ノモノニ從

屬シテアルモノデアルト云フコトデモアリ、且又元利支拂保證ノ債務ト云フモノハ、民間ノ一般ノ債務ト本來同ジヤウナ性質ヲ持チマス所ノ私法上ノモノデゴザイマスノデ、特ニ政府ノ保證債務ダケニ付テ別段ノ考ヘヲ致スカドウカト云フコトハ、今申上ゲタヤウナ元利支拂保證ト云フモノノ債務ノ性格カラ、自ラ出テ參ル點ガアラウカト思ヒマス、御尋ネノ損害ガドウノ程度出ルカト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、大體今申上ゲラレマスコトハ、主タル債務ガドウ云フ風ニ落著クカト云フコトト相表裏スル、隨ヒマシテ大體其ノ程度ノ影響ガ出テ參ルノデアアルマイカト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○坂東委員長 第二條ノ、從來ノ政府ガ會社ノ配當ニ對スル補給金デスガ、或ル程度マデ補給スル、前年度デハ此ノ補給金額ハ總計幾ラ位支出シテ居リマスカ

○石原政府委員 御答ヘ致シマス、先程一寸指令ノ中デ讀ミ落シマシタ點ガゴザイマスノデ、其ノ點ヲ附加ヘテ申上ゲマス、其ノ基礎ニナツテ居リマ

ス、指令ノ中デ、斯ウ云フコトガ書イデアリマス、「昭和二十年會計年度中ニ於テ配當ヲ支拂ヒ又ハ支拂フベキコトヲ報告セル會社ニ對スル補償ハ該配當支拂ニ要スル金額ヲ考慮シテ之ヲナスベシ」、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、先程申上ゲマセヌデシタカラ今ノ御尋ネニ關聯致シマシテ申上ゲマス、ソレデ先ヅ二十年度ノ分ニ付キマシテハ、今ノ關係モゴザイマシテ、配當補給或ハ利益補給ト云フ形ニ於キマスル支拂ハ出來ナイコトニナツテ居リマス、御承知ノヤウニ、斯ウ云ツタ會社ノ會計年度ノ決算ノ時ニ於キマシテ配當ノ補

給ヲ致シテ居リマスノデ、二十年度ノ決算ニ於テ出テ參ツテ居リマス、隨ヒマシテ最近年度ト致シマシテハ、二十年度決算ニ概ネ十九年度ノ會社ノ決算ガ出マシタ時ニ補給ヲ致シマシテ、ソレハ合計デハ八千二百七十七萬三千圓程デゴザイマス、内譯ハ北支開發ニ對シマシテ二百九十九萬四千圓、帝國鐵道開發ニ對シマシテ三千五百萬圓、日本發達電氣ニ對シマシテ三千五百萬圓、帝國燃料興業ニ對シマシテ九百七十七萬九千圓ト云フヤウナ數字ニナル、是ガ二十年度ノ決算トシテ計上セラレタ分デアリマス、ソレカラ二十年度ノ分デアリマスルガ、今ノヤウニ配當ノ補給ニナリマス分ヲ按キマシテ

デアリマスルカラ本來ノ意味、此ノ法律デ申シマスル意味ニ於キマスル配當ノ補給デハナイノデアリマスルガ、損失ノ補助ト申シマスルカ、赤字ガ出ナイト云フ範圍内ニ於ケル補助ハ、二十年度ノ改定決算ニ計上致シマシテ、先御覽議ヲ願フタ譯デアリマス、ソレガ商工省ノ豫算ニモゴザイマシテ、日本發達電氣ニ對シマシテ二千萬圓、帝國石油株式會社ニ對シマシテ千八百萬三千圓ハ計致シマシテ、三千八百萬圓程ノモノガ、所謂配當補給デアリマ

ス、此ノ法律ノ趣旨從ヒマシテ出來タノデアリマスガ、是ガ三千八百萬圓デアリマシテ、ソレニ依ツテ赤字ヲ補填スルト云フコトヲヤツタノデアリマス

○坂東委員長 第一條ノ政府ガ持つテ居ル株券デスガ、ソレハ幾ラ位デスガ

○石原政府委員 政府ノ持つテ居リマスル株券配株ノ株券ノ數字ハ、今一寸手許ニゴザイマセヌノデ、後程申上ゲマス

○坂東委員長 モウ一點第三條ノ但書

ノコトデスガ、保證契約ヲスルコトガ出來ナイト云フノガ原則デ「但シ大藏大臣ノ指定する會社その他の法人ノ債務については、この限でない」ト云フコトガアリマスガ、是ハ財政援助ヲ制限シタ銀行、會社、機關、其ノ關係ハ絕對イケンイノデ、其ノ他ノ種類ノコトニナリマスカ

○石原政府委員 廣ク「會社その他の法人」ト云フ風ニ書イテゴザイマスノデ、所謂從來ノ特殊會社、特殊法人ト申シマスルヤウナモノバカリニ限リマセヌデ、一應一切ノト云フコトニ考ヘルト云フコトデアリマス、併シナガラ但書ニ付キマシテハ、此處デハ「會社その他の法人」ト云フコトデ、是非非常ニ廣クナツテ居リマスノデ、規定ノ上ニ於キマシテハ、禁止モ一切ヤル、外セル方モ一切ヤルト云フコトニナツタノデアリマス

○坂東委員長 サウスレバ、總テ政府ガ財政援助ヲスルヤウナ意味ノ銀行、會社、機關、サウ云フモノハ總テ最高司令部ノ許可ヲ受ケテヤラナケレバナラヌト云フ意味デ、許可ヲ受ケレバ差支ヘナイト解釋シテ宜イノデアリマスカ

○石原政府委員 法律ノ表ニ於キマシテハ、大藏大臣ノ指定デアリマスガ、今申シマシタヤウナ内部的ナ手續ヲ經マシテ總テヤルコトニナツテ居リマ

ス、其ノ他別ニ質疑ハ終了致シマシタ、次會ハ明後五日本曜日午前十一時カラ開會致シマシテ、直チニ討論採決致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後零時三十四分散會